

12月定例会

市民の責務等を盛り込んだ職員倫理 条例の一部改正を委員会発議・可決

会期日程

- 12月 4日 ・会期の決定
・会議録署名議員の指名
・議案等の上程
・提案理由の説明
- 7・8日 (考案日)
- 9・10・11日 ・一般質問 (14人)
- 11日 ・発議案の上程
・提案理由の説明
・議案等の質疑
・議案等の委員会付託
- 14～16日 ・常任委員会
- 17・18日 (事務整理日)
- 21日 ・議案等の審議
(委員長報告・質疑・討論・採決)
・追加議案等の上程
・提案理由の説明
・追加議案等の審議
(質疑・討論・採決)
・諸般の報告

平成21年第10回定例会は12月4日に招集され、12月21日までの18日間の会期日程で開会しました。

本定例会の初日、市長から上程された19議案の提案理由説明がありました。

本定例会には、21年度一般会計補正予算1件、特別会計補正予算3件、企業会計補正予算1件、条例の一部を改正する条例の制定7件、指定管理者の指定について1件、損害賠償について2件など計19議案が上程され、議会に議決を求めら

れました。

一般質問には、3日間で14人の議員が質問に立ち、市政発展のために市長をはじめ執行部と活発な議論を交わしました。

議案については、関係する各常任委員会に付託し、付託を受けた各常任委員会では執行部の出席を求め、詳しい資料の提出・説明を受けながら慎重に審査しました。

会期の途中の11日には、市民の責務等を盛り込んだ職員倫理条例の一部を改正

する議案を、委員会発議で上程しました。

定例会の最終日に、各常任委員会での審査の結果を各委員長が報告した後、質疑・討論・採決を行い、委員会発議案を含む20議案を可決しました。

また、人事案件1件と発議案1件が追加提案され本会議で同意・可決したほか、陳情1件を採択し、関連意見書案を可決して、本定例会を閉会しました。

市議会議員の寄付は禁止！ 有権者の寄付要求も禁止！

公職選挙法では、次のようなことが禁止されています。

- 議員が年賀状や暑中見舞いなどのあいさつ状を出すこと（自筆の答礼は除く）。
- 議員や後援会がお歳暮やお中元を贈ること。
- 議員や後援会が、寄付をしたり有料のあいさつ広告を出すこと。
- 市民や団体が、議員に寄付などを求めること。



みなさんのご理解とご協力をお願いします。